

環境影響評価技術審査会議事録

日時 平成21年2月3日(火)

午前10時から正午まで

場所 県行政庁舎9階第一会議室

1 開 会 司会(大内副参事) (略)

2 あいさつ (安齋環境生活部次長) (略)

3 審議事項

(1) 新仙台火力発電所リブレース計画について

事務局説明(高橋主任)(略)

質疑応答

【菊地会長】

質疑に入りますが、その前に参考人の方々がいらっしゃっているようですので紹介をしていただきたいと思います。

【事務局】

それでは、参考人をご紹介します。

事業者であります東北電力株式会社、環境部、塚本俊朗様です。

同じく門脇忠夫様です。

同じく、安部修様です。

火力部、葛原真勝様です。

同じく古川彦松様です。

土木建築部、和田宙司様です。

【菊池会長】

ありがとうございます。それでは、早速、質疑応答に入りたいと思います。ただいま説明いただきました内容についてご意見ありますでしょうか。

ちょっと確認なのですが、資料3のこれは、縦覧した後の意見ですよね、それで1ページ目の意見というのは住民からの意見ですか。

【事務局】

はい、縦覧の際の一般の方からの意見です。

【菊池会長】

2番のほうは関係市町からの意見なのですが、これは、事業者からの回答はついてないように思うのですが、まだこれからということではないのですか。

【事務局】

こちらは知事意見形成に当たりまして、県から関係市町の方に意見照会している内容でして、事業者の見解はつけないということで。

【菊地会長】

ご意見ございませんでしょうか。

資料4の2ページ、先ほど説明いただいた中の一つで2ページ目の5番の話ですけれども内容的にはちょっとすっきりしないところがあるのですが、これはもう一度準備書の段階で資料が入ってくるものだろうと思います。その時にもう一度詰めさせていただきたいと思います。私としてはこれで駄目だと言っているわけではなく、せっかくのデータだから有効に活かして欲しいという趣旨で申し上げた内容で、貴重な資料ですので読んだ人あるいは公開された後、それが仙台湾のこういうところがこうなっているというのがきちんとわかるように記載してほしいという趣旨でして、これはまた準備書の段階で触れさせていただきたいと思います。

他にありませんでしょうか。

よろしいですか。この案件については既に大分議論してきた案件でございます。

何も意見が無いようですので、それではこれで審議終了ということとさせていただきます。

【菊地会長】

参考人の方々ご足労ありがとうございました。

それでは続きまして、今のこの案件について答申という手続きに進ませていただきたいと思います。規定によりまして、90日以内に知事意見を出さなければいけない。それが3月16日の期限になっております。本来ですとこの知事意見に対しての審議会をもう一回というような軌跡もあるのですが、これまで既にストップがかかってもう一度ということで、5回既に会議を開いておりまして、皆さんもう十分内容は検討したと思いますので、この際ここで、答申案を検討して完成というところまで持っていければという風に考えております。それでその資料は資料5のほうになっております。事務局の方からこれについて説明いただきたいと思います。

【事務局】(高橋主任)説明

【菊地会長】

ありがとうございます。

これが答申案ということで、説明いただきましたけれども、それについてご意見ありませんでしょうか。

【由井委員】

全体の体裁ですけれども、一番やそれ以外も計画することとか、具体的に明らかにする、あるいは予測及び評価行うこととすると書いてあるのですが、当然ながら準備書においてそれを明らかにすることだと思うのですよ。ただ計画の熟度といいますか、準備書で場合によっては間に合わなくてシーバースっていうのがどうできるかとか、まだ全部が明らかにならない可能性もありますね。従いましてその前段として計画の熟度に応じてできるだけ早くその準備書なり評価書において下記の事項について適切な対応をすることという前文があるような気がします。これを受け取った方は準備書でやればいいのか、評価書でやればいいのか、こういうことはないでしょうけれども、評価書で最後に全部やるかといってくるかもしれないので、できるだけ早め早めに計画

を立ててそれに応じた予測評価を行うべきだとしておかないと、ちょっと分からない気がするのですよ。

【菊地会長】

これは準備書の段階でここまでやれといった表現は可能なのですか。

【事務局】

答申の前置きといたしまして、準備書の作成にあたって以下のことを踏まえるという文章を先に一文を加えて、その後にこれらの配慮事項について書くというような形式もございまして、その辺に準備書という話が含まれていなかったものですから、こちらの全般的事項の上の部分にそちらの一文を加えた形にさせていただきたいと。

【菊地会長】

一行ないし二行を付け加えると。

【事務局】

はい

【菊地会長】

では、今の話は全般的事項の前に、準備書の作成にあたっての文章を一つ挿入するという、追加ということですね。

他にございませんでしょうか。

【北川委員】

市町意見をいただいているじゃないですか。それを踏まえた上で知事意見を出すのですか。

【事務局】

はい。こちらの関係市町の意見を法の規定上で当然勘案するということになってございまして、今回ご提示させていただいた答申案にこちらの仙台市、多賀城市からの意見、これを勘案して加えた形で知事意見という形にさせていただきたいと思います。

【菊地会長】

先ほどの関係市町の場合には仙台市の意見において具体的に指摘があるわけですね。多賀城市や七ヶ浜町よりも仙台市の具体的な設計内容を指摘している。これは今回の答申案の全般的事項の1あたりに含まれると解釈されるのですか。

【事務局】

はい。一にも含まれるというような内容になろうかと思えます。

【菊地会長】

配慮してこの案を作ったという理解でよろしいのですね。

【事務局】

ただいまの件について補足させていただきますと、前回の方法書のご審議いただいた中で諮問させていただいております。従いまして、この場では住民意見それに対する事業者の見解について補足させていただいた上で、この場においては前回の諮問に対する答申を頂くというスタイルでございます。それで仙台市及び多賀城市に関する意見については、別途知事意見としてそれらを併せたり追加したりということで、答申させていただくこととなります。

【菊池会長】

はい、わかりました。この答申案は諮問に対する答えということで、関係市町の意見や住民からの意見は知事意見の方に反映されるという二段構えにするということですね。

それでは他にございますか。

【由井委員】

2の動物・植物・生態系の鳥獣保護区とかコクガンということが書いてありますけれども、これが事業者側がどう取るかなのですね。動物・植物・生態系に全部関わって鳥獣保護区とかコクガンを見なければいけないのかとことになるのですけれども、この本件の最後の方の記述、例えば4の6のページ、方法書の本編の4の6、ここでは大きな区分として動物・植物・生態系が別々になっておりまして、特に生態系そのものについては、植物を含めて海の中での生態系項目としての調査はほとんどないのですよね。植物でその海藻等、藻場を調べているということなのですけれども、生態系の中ではない中で、この答申案の動物・植物・生態系とならべてこう書くと生態系もやれという指摘なのかと思うかもしれないのですが。

でも方法書にははっきりやると書いていないので、ここは動物に取りあえず限定していいのかという気もするのですけれど。

ただし、先ほど事業者が帰ってしまったのですが、4の3の方ですね。4の3の一括表、項目の選定の方では、動物のところには私が気にしている資材等の搬出入、供用後の、そこには丸がついていないのですよ。温排水と地形改変及び施設の存在のところに書いてありまして、施設が存在した特にバースですネシーバースですか、それがどうできるかによって市町村からも指摘がありましたけれども、要はそこにコクガンがいれば影響するわけですけれども、それはそれでいいのですが、航路の方は影響ないという回答がありましたけれども、されども実態を調べて採用してほしいのですが、そういった文面に生息状況を十分把握して評価を行うっていう風に今検討中の答申案になっているのですね。ただし、供用後の資材の搬出入は丸が付いてないのでこれも事業者がどうとるかなんですけれども、これが私自身も整理つかないのですけれども、どういったものでしょうか。

【事務局】

今の内容なのですけれども、調査により生息状況を十分把握するとともにという後ろに先ほど言った船の出入りといいますか資材の搬入といった言葉を加えて、必要に応じて予測評価を行うといった形にさせていただくのはどうでしょうか。

【由井委員】

つまり、航路、資材の搬入、バースの影響があるとすれば必要に応じて予測評価するということですね。そういう流れで入れていただければいいと思います。ただ、どれぐらいやれるかは、いるいないによって変わるわけですけど、この資材の搬出入のところには がないけれど、必要に応じてそれはやってくださいということでもいいのですね。

【事務局】

はい。その辺を考えまして、調整させていただければと。

【菊地会長】

それは、今の段階では はついてないけれども、場合によっては丸をつけなくてはいけなくなるかもしれないという理解ですね。それは調査してみたら考えると。

【事務局】

実際にこの のつくところの資材などの搬入についての具体的な記述を、この「必要に応じて」というところの前に加えさせていただければと思います。

【菊地会長】

必要に応じての前に、具体的な文面は。

【事務局】

調整させていただきたいと思います

【由井委員】

会長さんにお任せしますので

【菊地会長】

はい、他に何か。

それでは、今、出ました意見、答申案の原案に対して、2点追加ということでした。一つは前文的な、準備書作成までの期間に当たっては、この期間のことを検討してほしいということ。それから、個別事項の動物・植物・生態系の最後の行の「必要に応じて、」の前に調査の結果、必要が生じてきた場合にこうして欲しいというのが伝わる文面と、この2点が修正というか追加意見として出てきました。これを踏まえてこれについては事務局と私も加わって文章を詰めるということを含めておまかせいただいでよろしいでしょうか。

ではそういうことでこの答申案についてはこれをもって終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。これで審議事項の1番を終了します。

(2)(仮称)富谷町成田二期北土地区画整理事業について

事務局説明(佐藤主査)(略)

質疑応答

【菊地会長】

これについても質疑に入る前に参考人の方をご紹介いただきたいと思います。

【事務局】

それでは、参考人をご紹介します。

事業者であります富谷成田第二土地区画整理組合設立準備委員会委員長迫本秀吉さまです。

方法書の作成を担当しております鹿島建設株式会社環境計画グループ高山登様です。

鹿島建設株式会社東北支店開発部事業グループ車田節様です。

調査を委託されております。株式会社ブレック研究所山崎裕志様です。

【菊地会長】

よろしくお願いいいたします。

それで今の説明、審議としては2回目になるわけですがけれども、前回の皆さん委員の方々からのご意見に関する事業者からの回答という説明を今いただきました。

なお、もう一度これに対するさらに我々委員からの意見ということでこの場で質問、あるいは

ご意見等お願いしたいと思います。

【鈴木委員】

私、前回欠席しましたので、今日文書で指摘した特に騒音、振動について意見したのですが、全般的な意見なのですけれども、方針論についても感じたことで極めて消極的かつ古風な計画と書きましたが、他のところでも簡易型を使うとか簡略化した方法を用いるとか非常に消極的なアセスメントの計画であると取れます。かつてを思い出してみますと環境アセスメントが環境アセスメントと言われていた時代には、見かけ上ある基準を必ず満たしている形を取らなければいけないということでそのために様々なテクニックがあって、パワーレベルの計算を存分に使って0・何デシベルしか増えないからいいというような姑息なアセスメントが行われていた時代があったわけですが、今は新しい時代の環境アセスメントというのは富県宮城を作るのですよね。つまり、シビライゼーションというか文明を起こすわけですよね。文明を起こす時には必ず環境は悪化するじゃないですか。それは謙虚に認める、それを正確に科学的に捕まえて、それを回避するのか、あるいは代替措置を取るのか、はたまたこれだけ文明が発達すれば、産業が起きて県が豊かになるなら、この悪化はある基準よりは以下だから甘んじて受けようではないか、そういうことを環境影響評価の結果を見て決められる時代になったわけです。なれば今一番大事なのは、この事業によって環境がどれくらい悪くなるかということをしてできる限り正確に捕まえるということだと思っております。でも、この方法書には、そういう姿勢が見られない。私は少なくともそう思います。例えばこのあと、県道仙台三本木線は自動車も増えますが、例えばここに大きな工業団地ができれば、アパートなどもきつと建つのですよね。その時そこに住む人の環境がどうなるか、騒音面で考えればやはり面的、そして一階平屋建ての建物だけではなく、例えば2階建て3階建てだけではなく、ひょっとしたら、4階建て5階建てのマンションが建つかもしれない。そうすれば高さ十何メートル、騒音はある意味上に行けばいくほど非常に遠くまで伝わるといふのがありますから、高さ方向を面的にしっかりどういう影響が出るのだと捕まえておくというのが重要だと思っております。それで面的に評価してはいかがですかという私の委員としての意見に対して、綿密の綿と綿の字が違って答えてくるというのが非常に姑息だという気がいたします。もう少しですね、丁寧な対応が今の事務局のご説明、あるいは文書を読みますと、他の騒音振動以外もあるようですので、科学的な精度を上げた環境影響評価必要だと、先ほどの繰り返しになりますが、そうやって正確な影響評価があってこそ、その影響をどうやって受け止めようかという議論を正確にできるのではないかなと思っております。

【菊地会長】

大変貴重なご意見いただきました。これについて回答はいるのかいないのかなんですけれども。私も似たようなことを感じていまして、進出企業が決まっていなくて、まだ土地利用も決まっていなくてなぜこの方法書というのをスタートしなければいけないのかという、そもそもの疑問を私自身も持っていて、では何をこれに対して意見を言ったらいいのかわからないという、今までのこういう関係はもうちょっと具体化してからこの場に出てきていたと思うのですよね。この件についてはほんとうにまだ、何も決まっていなくて、ただまっ平らにしますということだけしか決まっていなくてというような非常に準備段階が遅れているかと、その段階でなぜ始めなければいけないのかというその辺のところはどうも納得いかないのですが、私個人の意見ですけれど

も。

何かほかにご意見等。

【由井委員】

方法書の動物関係の記述は重要な種を調査し、保全するというようになっておりまして、これは従来のアセスの方法書でもそうなのですが、ただし、今回非常に広域に平坦に造成するということでもありますし、昨年の平成20年の6月に生物多様性基本法というのができました。それで各県は生物基本計画を本当は立てなくてはいけないという時代になっているのですよ。でもまだ立ってないと思うのですが宮城県もどこも立ってないと思うのですけれども、きちんと法律で決まっているから進めないといけないのですが、そういうときに、ここの今回の案件は西側を高速道路で分断されてるといふ記述があるわけで、地面を張っていく動物はもともと遮断されているという気はしますけれども、ただ、空を飛ぶいろんな動物もおりますのでその連続性を考えると、まさしく先ほど資料がありましたけれども、一番つながっているところを最後に、ゴルフ場が横にありますけれども、分断するという形になりまして、これを宮城県の県中北部の重要な移動回路を遮断する位置にあると思います。そういう意味で今の体系の中では重要な種とか注目すべき種以外はあまりその注目しなくていい仕組みになっているところは遅れていると思うのですけれども、法律が通りましたので、特にこういう都市近郊の里山はですね、多くの希少な野生動植物、あるいは普通の動植物の避難場所としてたくさんいるはずなのですね。それをやはり体系に保護する必要があると思ひまして、そのためにまず調査をして、現在の計画は平らにするわけですが、単に周辺部に緑地を配置するだけでなく、内部の調整地も含めて野生動植物の移動に配慮した有機的なつながりを持った設計にしていきたい、というのがまず一つです。

それからいつも言うことですが、これだけの面積に土地造成する場合は、そこに逆に100haのところには現在多数の動植物が住んでおりますので、特に移動の可能な動物に関しましては土地造成の際に、うまく追いやるといいますか、埋め立てないでうまく逃げれるような土地の順序で造成緑地やため池に追いやるといふような土石の排除計画を立てていただきたいと思ひまして、そういうことを念頭においた、方法書における調査計画をより詳細に立てていただきたいと思ひます。

【菊地会長】

他に何か。

それでは私から一つ。2010年の7月に造成工事着工と書いてあるのですが、詳細はその進出企業が定まってから決定をするのだと、しかしそうすると、2010年の7月着工以前に進出企業が定まってかつその土地利用、あるいは設計図等々詳細が決まるということは、準備書はいつの段階で、それから準備書を作るといふことはその前に調査が終わっている、ということなのでしょう、そうすると一年間の調査期間ということを見ると、工事の工程はいいのですが、アセスのほうはどうなっているのか、ということなのだと思います。どの段階で準備書ができて、どの段階で調査をして、一方で工事は始まってしまふということなのでしょう。

【事業者】

お答えさせていただきます。準備書は工程のできるだけ、期間がないものですから努力目標的な工程を作っておりますけど、今回の資料9指摘事項に対する事業者の対応のところにもござ

いますように、あくまで、準備書の作成は誘致企業が決まってそれから、計画内容が明らかになって、それをもとに予測評価を行いたいと思っています。従って、調査の方は先行させていただきますけど、誘致企業が決まってから、工事というものはあくまで環境影響評価の手続きが終わってないと着手できないということになっております。そういう意味で工程については多少、今後の動向で変わってくる場合もあるかと思いますが、優先すべきは今、述べさせていただいた順序かと思っています。

【鈴木委員】

そうしますと、企業として電子産業を想定しているという内容がありましたけれども、もしそこで仮に半導体の製造までは行わないとしても、半導体製造装置を組み立てるそれが動いているかどうか半導体の試作を行うという企業がもし来るのだとすると、いろんなガスを使いますよね、今回の方法書には一切その手の事は書いていないので、やはりどういう企業が張り付くかということが決まって初めて何を評価すべきかということが決まるような気がするのですがいかがでしょうか。

【松山委員】

やはりこの計画の熟度が非常に未熟なものですから、こちらも答えようがないのですよ。

たぶん、これが一番最後の影響評価、規則の改正で対象面積を小さく絞ってしまっている改正に当たると思うのですけれども。今の世の中考えると、従来のようなさら地にして企業を呼んでくるというレベルは終わっているのではないかと思っていますわけです。これだけの里山がいい口ケーションであるのであれば、企業と一緒に、ここところは残そう、ここは更地にしよう、ここは職員のセミナールームにしようというようなところで計画を、こんないい里山であれば鈴木先生おっしゃったように、そういう次元だと思っているのです。ですから私は景観のところ非常に漫画的なことを書いたのですよ。来る企業も決まっていないうのに従来のとおり更地にしてライフラインは後で考える、さあ来てくれという、そういう次元ではないのではないのでしょうか。企業はみなさんご存じのとおり、投資グループはすごいです。環境影響評価に600億ドルでしょう。それをやっぱり視野に入れて企業も生物多様性と由井先生おっしゃっていただけ、それに配慮した原材料から全部のフローをどう組み立てるかというところで環境に関わるところはこれだけ長期的なプランでデザインしているのだというところが売りになっている訳です。その時に、ちょっと従来方式で更地にして来てくださいという、レベルは終わっているのではないかと、ここで宮城方式として何かできないのかということなのですよ。最初に戻りませけれども、やはり、どういう企業が来るのかということがきちんとならないと受け答えができないという会長がおっしゃったとおりそう思っているのですけれども。これは私の意見です。文書で出したのもそういう考えがあって述べたことなのですから。

【菊地会長】

今、いろいろ意見が出ました。事務局の方にお尋ねしたいのですけれども、この事業が始まる前に、進出企業が決まるはずですよ。その段階で、方法書なり準備書なりその内容を、この場に乗せるという手続きはどういう風になっていますか。事務局の方としては、今の段階では具体的な意見が出せない内容なのですよ。ですが進出企業が決めればもっと具体的に考えることができると思うのですが、その段階で審査会としてはどう対応するのかということ

です。もう準備書になるのですか。

【事務局】

準備書になるのですけれども、従来も工業団地の造成につきましては、企業が決まらない段階で方法書を作成してきた経緯はあるのですが、今回の場合は今までの造成とは違って、作るのと同時間進行で企業誘致も進めていくという関係のため方法書で具体的に企業まで提示できないという状況にはあるのですが、そういった先生方の意見も考慮した上で、必要な調査が追加になればそれも含めた上で調査を行って準備書でそれを反映させるという形になろうかと思えます。

【松山委員】

今おっしゃったのは、補足資料の2の16のことですか。大和リサーチパーク造成事業という。それもどういった企業が来るかというイメージがなかったという。

【菊地会長】

下から二つ目の枠の一番下の。

【事務局】

そうですね、宮城県の条例自体が工場の建設などを想定していない形になっていまして、用地の造成、工場団地の造成というアセスになっていますので、その分どうしても想定してやらなければいけないという部分が出てきてしまうのは、現条例ではやむを得ない形になっております。

【菊地会長】

はい、ありがとうございます。

【事業者】

今の件に関連して一言述べさせていただきたいのですけれども、先ほどからちょっと説明させていただいておりますが、あくまで今回は最初に土地を作って、その後企業を探すということではなくて、今先生からご指摘がありました宮城方式という形なのではないでしょうか、あくまで、調査を先行してやるけど、その後の計画というものは企業が決まってから企業と一緒にいろいろなことを考えて、それに基づいて影響評価を行うという方式で考えております。従って土地だけ出来上がるということは今回の計画ではありえないと思います。また、先ほど生物多様性の問題でちゃんと生物にも配慮してということでございます。方法書で1枚宅盤の絵を載せてしまったものですから、先生方の心配も非常に大きくなってしまい真に申し訳ないと思っているのですが、私どもと致しましては、最悪のケースを想定して、その上で調査計画を立てて行いたい、それを前提とした調査を行ってあげば、あとは企業とともに先生ご指摘のように、動物の逃避経路など、いろいろな造成計画を立てることで環境に配慮することが具体的にできるようになると、そのように考えておりました。従ってずっとこの絵でいくということではなく、企業が決まった段階で企業と一緒にいろいろな環境配慮を考える。それを準備書にまとめさせていただきたいと考えております。また、誘致企業につきまして、ご指摘のとおり、何がくるか分からない時点では、なかなか言えないというお話でございますが、方法書の3ページでございます導入業種、ここに述べております業種をと思っております。それをある程度前提とした少し幅の広い調査計画を立てたつもりでございます。従って将来逆にいえば、よく音を出すとか、すごく、排ガスを出す、そういう企業は誘致しないということをし頭において組み立てをしているつもりでございます。従って、将来何が来るかわからないということではなくて、このような業種を誘致したい

ということで計画を立てさせていただいております。よろしくお願いします。

【齋藤委員】

大変失礼ですけども、今はものすごく、経済が厳しくなって誘致のところに来るということも先延ばしにしたり、もしかしたら撤退するかもしれないときに、漠然とこういうのが来るだろうと言って、来なかった場合にどこでストップになっているのか、どこまで計画を立てて待っているのかとか、そういうようなことを私たちは不安になる。それまでの間に、どこが来てもいいように少しずつやろうとしたらせっかくの自然の中で少しでもいじったら変わっていくのかと思って、その2つの点、決まってからの具体的なプランというのがすごく全体から引っかかっているのですけれども。上り坂の状態ならああ来るだろうということをお納得できるのですけど、ちょっと言われてもなかなかイメージがわからないし納得しないし、ましてやこの電子関連というのが、随分いろいろ聞こえてくると。がらりとそういう環境を侵すような企業は受け入れない前提だと言っても、受け入れなければいけなくなることも出てくるのではないかとかいるんなことを考えてしまい何か引っ掛かっているので、急いで行わなければならないのか、もうちょっとある程度揃ってからのスタートで駄目なのかとただ単純に思って質問するだけなのですけれども。

【菊地会長】

具体的にどのような企業がどれくらいの規模の企業がここに作られるのか、それはこれからの誘致活動の結果で決まってくると思うのですが、その固まってくることによって、その土地の利用の仕方や排気ガスや水、その他騒音等々の中身も変わってくるであろうと、そうすると調査方法にも影響してくるであろうということで私達は心配しているわけなのです、今、方法書を検討している段階なのですけれども、この方法書に記載しているような調査の中身そのものが、変わる可能性があるのではないかと、変わらざるを得ないのではないかと、そうするとその中間でワンステップ動けないものであろうかと、先ほど事務局にいったのはそういうことだったのですけれども。調査をしました、後は準備書を書くだけなんですというところに一気に行ってしまうと今の段階で何も分からないまま方法書を検討して出てきたのはずいぶんガラッと変わってしまっていたということにならないかということ、そういうところを我々は心配しているということなのです。何かそれについて事業者の方からご意見があれば、なければ結構ですが。

【事業者】

大変ご心配いただきましてありがとうございます。ごもっともなご指摘だと思うのですけれども、聞くことやったり事業計画から考えた場合にどうしても事業スケジュールというものがございまして。ただ一方でその誘致企業が本当に来るのかというご指摘があるかと思うのですけれども、基本的にはとりあえず調査を進めておいて誘致企業の方も決まったらすぐにでも供用したいという非常に時間がない中での誘致になるかと思しますので、できることはやっておきたい。そういったことで今回方法書を提出させていただいたのですが、ご心配いただいているようにどんどん進んでしまうことはないのかという点では、先ほどから述べさせていただいているとおり、企業が決まらないと、準備書作成に入れませんので、従って造成に部分的着手するといったことはまずあり得ないと思います。ですから、あくまで企業と一緒に環境保全というものを考えていく、また、その企業によって多少調査の内容が変わってくるのではないかとということについては我々のリスクとして多少多めの調査計画を立てつつもりでございます。どうしても調査が必要

になった場合にはその時点で追加調査等を設定させていただきたいと思っております。よろしく
お願いします。

【菊地会長】

議論を重ねてきたわけですが、後はこの事業を進めるにあたって県との間に十分協議を
しながら県の方の指導も十分やっていただいて途中途中のチェックを十分にやっていただく
ということで、お願いしたいと思うのですけれども。

何かほかにご意見ありませんか。

具体的な議論ができないものですからどうしても抽象論になってしまうのですが。

それでは、ご意見無いようですので、これについても再度ご意見等々を書式に従って事務局の
方に提出をしていただきたいと思います。

締め切りが2月17日ということですので期間があまりございません。よろしく
お願いします。よろしいでしょうか。それでは、この案件について審議を終了したい
と思えます。参考人の方どうもありがとうございました。

報告事項

(1) 環境影響評価条例施行規則の改正について

事務局説明(高橋課長)略

質疑応答

【菊地会長】

ただいまのこれは、報告事項でございまして、意見を求められているわけでは
ございません。こういうことがスタートしましたという報告です。何かござ
いますか。

【松山委員】

これは規則の改正ですから、関係審議会ですとかそういうネゴシエーション
ではないですけどヒヤリングみたいなものを議会とか何なり提案することを行
ってこういうものが出てきたのか、何かその辺の背景を説明していただ
けるとありがたいのですが。

【事務局】

検討の経過でございますが、検討の過程で様々な有識者の環境審議会のメン
バーの方々、この技術審査会でも若干の何人かの先生にもご意見承
っておりますが、県全体の方向性としての検討もありながら、こ
ういった意見も頂きまして、内容を詰めてまいりました。その規則の改正
の報告につきましては、具体には昨年12月18日の環境審議会にお
いて報告するとともに、12月19日に行ったのですが、議会の環境生活
委員会においても、ご報告を行いまして、ご理解いただいたところで
ございました。

【菊地会長】

私として一つ気になるのは、面積が大きくなるということなのですが、
20haから50haの今まではアセスの対象になっていたのが対象になら
なくなる、その部分は全く網がかからないか自由勝手ですということ
になるのか、それとも、何か代替措置とかその辺の区分をカバーする
ような手は準備してあるのかどうかということ、いかがでしょうか。

【事務局】

ご質問の件につきましては、環境影響評価条例上の手続きとしては、今後20から50haの部分については必要なくなるということについてはその通りでございます。環境影響評価をめぐると他の土地利用上の規制については様々ございますが、例えば、大規模開発指導要綱でございますとか、林地開発許可であるとか、あるいは都市計画上の様々な用途指定とか開発上の許可といったことではございますが、そういったところについては、この規則改正によって影響を受けてはおりませんので県の土地利用の規制上、従来通りの規制がかかってくるということではございます。それから、環境影響評価的な判断評価でございますが、それも先ほど言葉足らずになってしまいましたが、企業における環境配慮指針といったようなもの、イメージとしましては、地球環境の上からはこんなことをやりますとか、あるいは自然環境の面ではこんなことをしますといったようなガイドラインを設けてそれを取り入れていただくように企業なり団体等に話し合いの上行っていただき、それを環境保全協定といったもののなかに具体化していくといった形で確保できるのではないかと考えております。

【鈴木委員】

私この決定には2つの観点から全く納得できないのですね。一つは決定が全く科学的ではない。先ほどちょっと申し上げたのですけれども、環境影響評価というのは、純粋に科学的なまず影響の評価があって、影響の調査があってそれをどう評価するかは先ほど申し上げたように産業を興すあるいは何か文明を進める観点からどう影響を収めていくのか、そういったことを考えたときに20から75にしてよいという根拠に全く科学がないですね。横並びにします。そうではなくて、かつては20でこういう影響があったと、しかしながら科学技術が進んで企業意識が高まって例えば、この程度の大きさまではこの程度影響が軽減している、従って75まではやらなくてよいといった説明が一言もない。おかしいですね。ここで一つ納得がいかない。もう一つはもっと丁寧にやらないとだめでしょう。先ほどのご説明で審議会でも県議会の委員会でも説明をしたら了承されたというふうにおっしゃいましたけど、そんな穏やかなものではなかったと聞いているのですよ。委員会は非常に紛糾したと聞いていますし、審議会も我々の審議に乗せるべきだろうという意見に対して、あなた方の仕事ではない、私たちの仕事だから単に報告でいいんだという風にも聞こえかねないご説明があったと聞いております。もう一つは先ほど環境影響評価の専門家の方々の意見を聞いたと、我々はある意味この県でこの仕事に当たっている一番の専門家ですよ、全員に聞いてないじゃないですか。おかしいですよ。例え審議会そのものが開けなくても、全員の出席ができなくても、やはり全員に声をかけて懇談会を開きたい、意見を聞きたい、あるいは前回の審議会の時の閉会後の懇談事項にしたい。いくらでも提案あるじゃないですか。そういったこともせずに、つまり申し上げればこの宮城県でこの環境影響評価にあたっている一番専門としている我々の合意、合意と言ってはおかしいですが、説得もしようせず努力すらしに決めたというのは、さっきもその成田のアセスの事業者と同じ匂いを感じるわけです。なるべく面倒なことは済ませたい。かつアワセメントの時代でしかアセスメントをとらえていない非常に遅れている県を富ませるといふ時には県を富ませるための前提をしっかりとやらないかなくてはならないとみんな幸せにはならないのではないのでしょうか。と私は強く思います。以上2つの理由でこの件は納得できません。

【事務局】

言い訳になるのですが、一言言わせていただきますと鈴木先生おっしゃったように環境審議会並びに常任委員会でも素直にはいということで納得された訳でございません。それは先生のおっしゃるとおりで手続き的に丁寧にやったらどうかという話は非常強く各委員からいただきました。それも我々も深く貴重なご意見として受け止めさせていただきまして、全体としても政策決定の方向としての判断もありながらもう少し丁寧にやるべきではなかったかという反省は非常に強くしておりますので、その変わりといっちはあれなのですが、今検討していますと申し上げた環境配慮指針につきましては少し時間をかけて丁寧にやろうと思っていまして、県民意見等も承りまして時間をかけて決めていきたいと考えております。言い訳にならないかもしれませんが申し上げます。

【事務局】

引き続き言い訳にならない言い訳を続けることとなりますが、鈴木先生おっしゃられた内容、面積を変更したという点、科学がないという、まったくそのとおりだと思います。確かに隣県のレベルに併せたというぐらいしかない、それから決定の手続き条例の改正ではない知事が決済で決めることができる規則の改正だということから我々の感覚としてその例えばパブリックコメントとかのような手続き、条例改正の場合には当然踏む手続き無しにほとんど内部の検討で決めてしまったというようなこと、これも環境審議会あるいは議会からももう少し広い範囲から意見を聞くべきだったのではないかというようなことがありまして、その点は我々としても反響の大きさを受けて反省をしている部分でもあります。ただ、今後のこと規則の改正だけだったわけなのですが、これまでの一つの反省点として第1種事業は変えておりません。第2種事業の対象事業として住宅団地造成事業のような町村が用意する工業団地レベルのものだったわけなのですが、これまでですと先ほど成田でも話題になりましたように更地にしてその後工場が来るのを待っている状態、その場合更地にするということについて2種事業の対象にしていたわけなのですが、アセスが終わった後、工場が来る段階では、通常の個別法の対応しかできていなかったという反省点もあります。そういう意味で今後企業の環境配慮指針、更地にした後に来る企業、成田の場合ですと企業が決まってから更地にするわけですけども、今後ずっと立地をして企業と今後どのような活動の仕方、周辺に住んでいる方々と一緒にどのような環境面での活動をしていくのかというものを県も入って今後の方針というものを決めていきたい。そのための環境配慮指針というものを作ることができるというような大変大きな変化、アセス条例の改正ではありませんが、今後運用していく上での大きな変化になるだろうということでこの環境配慮指針、これについて、第2種事業に対しても、第1種事業に立地するようなものにもこれは適用になっていくわけなのですが、そのような意味で面積の変更はしましたが、この地域の環境保全については環境配慮指針というものを作ることが大きな変更点ということではないか、というように考えてございます。

【根本委員】

ちょっと質問なのですが、規則の改正のところの第2種事業の括弧の中、これちょっと関連が分からないのですが、地域内に保全の観点からの地域があると、これをご説明いただきたいのですが

【事務局】

ちょっと書き方が技術的なことで不親切で申し訳ございません。これは50haから75haの部分につきましては、その中に例えば自然公園法による指定された地域、そういった特別に網がかかった地域がある場合には50haからやっってくださいということです。それが無い場合には第2種事業としての網は掛かってこなくて、75ha以上だけやっってくださいという形になります。

【根本委員】

それから、これは感想なのですが、先ほどから企業が環境配慮指針ということなのですが、結局、先ほどの事業もそうですけれども、企業が来るまでのことが問題であって、そこでその土地が無くなってしまふわけなのです、これはあくまでも企業がきて、自然環境がなくなってしまつて、そこに企業がきてそこに住まわれている、水質とか空気とかそういうものでは指針であつて自然環境の指針ではないということもありうるのではないのでしょうか。これはですから矛盾がありうるのではないかなと、あくまでもこれは企業が来てからのその周りの自然に対する影響であつて、既に企業が来た時点で自然は破壊されていくわけですね。ですからそれをこの後ろの方で地域環境を創造するという言葉があるのだけれども、それと同時にこの自然環境のモニタリングとありますが、要するに、地域環境を創造するというのは、破壊した上で創造していくという矛盾を含んでいるので、ここら辺はですね、やはり、企業が来てからいくらかの指針を作つても、すでに無くなっていくわけですね、その辺をやはり、まず考えないといけなではないかなというところを、もうこれ決まつてしまつたのですけれども、感想を述べさせていただきます。

【鈴木委員】

ちょっと質問なのですが、先ほど内部だけの議論で決めてしまつたとおっしゃつたのですが、宮城県には保健環境センターといったのでしょうか、環境の専門家がいる一群のある種水準の高い研究センターがありますけれども、その方たちの意見はどんな感じだったのでしょうか、この辺については。

【事務局】

今回、技術的な観点の話ですが、保健環境センターの職員の方々については、具体的に意見交換はしていませんで、環境政策課並びに環境生活部内部並びに全庁的な観点で相談したということでした。

【鈴木委員】

そうすると建設的な意見のつもりでいうのですけれども、例えばこの事務局側で私、前から保健環境センターの方がどなたもいないのがすごく気になっていたのです。今日のこの資料の11のページを見ても5年に一度のモニタリングをする、皆さん2、3年でお仕事変わられますよね。その時にやはり環境というものをずっと捉えて専門職の方が環境影響評価の事務局の一翼を担っていくということが、非常に重要なのではないかと、今回の件に当たつても反響の大きさにびっくりしたと先ほどおっしゃられましたけど、たぶん内部的なこととして技術的な専門家の意見を内部で聴取して入れば違つたプロセスがあつたかもしれないという気がします。要するにこの環境の行政についてもう少し県の中にいる技術的な専門家の力を上手に使っていくようなこと

を考えてはいかがでしょうか。今回の件に関して反省材料としてとらえていただければと思います。

【齊藤委員】

まだ、発言していませんでしたので、ちょっと私も今日初めて聞いたのでちょっとびっくりしたのですが、この改正について見直しをしたということなんですが、もう一度見直しをするということが不可能なのかということがまず1点ですが、それからもし不可能だという場合には、やはり対象面積を大きくするというのが時代から言うと逆行しているような動きなわけで、生物保全の観点からは先ほど由井先生から指摘があったとおり6月に法律の施行があって、絶滅の危機に瀕している小規模な個体群があるとすれば、小さい面積でやってこそ意味があるという開発がたくさんあると思うんですけども、そういうものがないということで、時代に逆行していると、それがなぜそれなのに必要なのかという問題点とか理由というのが他県と比べて突出しているというのがあまり根拠になっていないような気が、どうして他の県と一緒にしなければいけないのか科学的というより論理的に説得力がないような気がするのでコストの問題ではないかという気がするんですけども、そこが納得ができるような理由があってどうしてもしなければいけないときちゃんと示さないとやっぱり納得は皆様できないのではないかと思います。

【北川委員】

データがない状況でみると逆行しているように見えるのですが、例えば今回資料9の補足資料でいままでのものが出ていますよね。この中で幾つが第1種で幾つが今までの第2種でこの改正によって幾つが外されるのかというデータだけでもお教えいただくと納得はいくかどうかは別として、そのぐらいの資料を頂かないと、私達がいる意味があまりないのではないかと思います。

【鈴木委員】

今度のだと74.9haになりますよ。例えばですね、東北学院大学の隣にマンションがあってですね、仙台市の基準より1m低いんですね。

【松山委員】

今、先生のおっしゃったことは、いままでレフリーをしてきたことを全部否定しているのだと、言葉を変えて言うと、そういうことなのですよ。それからなかなか納得できないということですよ。で平成10年から資料の4を見させていただくと参考では47都道府県ではないのですけれども、すごいランクではないですか。この10年がたぶん県内にラムサールを持ってきた証拠ですよ。成果だったと、そういうふうに感じます。先生方もみなおっしゃっていますけれども、もう少しリカバーできるのであれば、つなぎのつてを教えていただきたい。もう駄目なのだということなのか、それとも、企業の代替案ではないですけど非常に苦しい説明だったと思いますけど、これで、今までのレベルを保持していけるのか、何かいい知恵はないのですか。

【北川委員】

企業との環境配慮指針はゆっくり作るというところで、もう矛盾がありますよね。規則はもう変えてしまって、もう50以下ですか、本来はここを揃えておいて、25から50の間はここで捨てるから規則は緩和しますといえば、軟化傾向にゆっくり移行すると見えるのですけれども、規則は変えました、でもこれはゆっくり作ります、じゃあそれはできる間は何のサポートもないと

いうことをさっきおっしゃっているわけです。ですから非常に乱暴な移行のように見えるのですが。

【事務局】

制度的な話でございますが、規則の改正自体は公布しているわけでございますので、これを今すぐまた戻すということは難しいと思います。今後もしこの規則の改正の結果、どうしても回避できないような影響が出てくればまた見直す可能性はなくはないと思いますが当面これでやらせていただきたいということでございました。あと面積要件につきましては資料9の中で75以上のものについては規則の改正の後もかかるであろう、75未満のものがあればそれは対象から外れたことになるのでであろうということで見ただけであれば目安はつくかと思えます。それから改正のペースにギャップがあるというご指摘ですが、まことに重く受け止めておりまして、その間の影響が最小限とどまるように事務方として努力したいと考えております。

【菊地会長】

とりあえずスタートしてしまいましたので、これをもう一度12月まで戻せというのはなかなか難しいかと思うのですけれども、これからこれがスタートして大きなほころびにならないようにしっかりと見ていただくということでしか今の段階では言えないと思います。なお、将来的には環境行政が後退と言われないように新たな提案なり制度なりをもう一度きちっと考えていくということ、その際には今回のような反対意見の大合唱ということにならないような、そういう風なことをぜひ考えていただきたいと思えます。

それでは、報告事項の一番を終わります。

その他ということで、何か。

【事務局】

それでは、連絡事項が2点ほどございます。ひとつ目は意見の提出についてでございます。成田2期北に係る方法書へのご意見等につきましては資料として配布させていただいております。fax用紙またはeメール等で2月17日火曜日までに事務局あて送付願います。2つ目が次回の開催予定でございますが、今のところですね3月25日水曜日、あるいは3月27日金曜日の線で開催を予定しております。後日調整させていただきますので、よろしくお願いたします。事務局からの連絡事項は以上です。

【菊地会長】

それでは、他に質問等ございませんでしょうか。

無いようでしたら、本日の議事はこれで終了させていただきたいと思えます。

【司会】

どうも、菊地会長様大変お疲れ様でした、また、委員の先生方も長時間に渡り大変お疲れ様でした。以上を持ちまして本日の技術審査会を閉会といたします。ありがとうございました。